

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「学校教育法施行規則第五十五条の三等の規定による特別の教育課程について定める件（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成29年2月14日
初等中等教育局初等中等教育企画課

義務教育未修了の学齢経過者等の就学機会を確保するため、いわゆる夜間中学が重要な役割を果たしています。この度、文部科学省では、今後、夜間中学の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう規定を整備する省令改正を行い、告示を定めることを予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「学校教育法施行規則第五十五条の三等の規定による特別の教育課程について定める件（案）」について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成29年3月15日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係 宛

FAX番号：03-6734-3731

電子メールアドレス：syokyo@mext.go.jp

(判別のため、件名は【学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）等への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）等への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係)